

# 美スポジム会員 規約

## 名称及び所在地

### 第1条

本ジムの名称、所在地は本文末尾に明記します。（以下「本ジム」といいます）

## 運 営

### 第2条

本ジムの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ナセバススポーツジャパンが行います。

## 目 的

### 第3条

本ジムは、入会されたメンバーが本ジム内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図ることを目的とします。

## 入会資格

### 第4条

- ①本ジムに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
- ②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジムが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。  
※入会金及び、会費の返金は出来ません。

## メンバーの種類

### 第5条

本ジムのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

## 入会手続

### 第6条

- ①本ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
- ②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

## 入会金

### 第7条

メンバーは、本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 資格停止及び除名

### 第8条

本ジムは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一. 本ジムの定める会費・諸費用を滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二. 本ジムの施設を故意に毀損したとき。
- 三. 本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
- 四. 本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八. 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九. その他本ジムが、社会通念に照らし、本ジムメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

※入会金及び、会費の返金は出来ません

## メンバー資格の喪失

### 第9条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本ジムから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

## メンバー資格の譲渡禁止

### 第10条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

## メンバーズカード

### 第11条

本ジムは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。なお、メンバーが本ジムを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

## 会費等の支払

### 第12条

メンバーは、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。

(月会費は、メンバーが本ジムのメンバー資格を有する限り、現実に本ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

## 施設利用料

### 第13条

メンバーは、本ジムを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

## 休 会

### 第 14 条

本ジムは休会制度は設けておりません。

## メンバー種類の変更

### 第 15 条

メンバーは、会員期限まで変更は出来ません。

ただし会費が上がるものに関しては、差額を支払う事で、変更出来るものとします。

## 退 会

### 第 16 条

メンバーは、会員期限までに会費を納入しない場合、退会したものとみなします。

## ビジターの利用

### 第 17 条

①本ジムは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方（以下「ビジター」といいます）に本ジムを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第 20 条に準ずるものとします。

②前項の規定にかかわらず、本ジムは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本ジムが定めます。

## 休 業

### 第 18 条

本ジムは、諸施設の補修、会場整備、その他本ジムの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 施設の廃止・利用制限等

### 第 19 条

①本ジムは、次の事由により本ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
- 二. 施設の改造または補修工事实施のとき。
- 三. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

②本ジムは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

③各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

## メンバーの利用及び事故

### 第 20 条

- ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
- ②本ジムは、メンバーが本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。メンバー同士の本ジム内外でのトラブルについても同様とします。
- ③メンバーは、本ジムにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 責任事項

### 第 21 条

メンバーは、本ジムがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本ジム内における行為、ジムに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 変更事項

### 第 22 条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 諸費用の改定

### 第 23 条

本ジムは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本ジムは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

## 細 則

### 第 24 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本ジムが定めるものとします。

## 改 定

### 第 25 条

本規約の改定及び変更は本ジムにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本ジムが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

## 附 則

### 第 26 条

本規約は 2016 年 6 月 2 日より施行します。

## 名称及び所在地

名 称：株式会社ナセバスポーツジャパン

住 所：千葉県松戸市西馬橋幸町 34 木村ビル 4 階